

下野市難病患者等日常生活用具給付事業 が始まりました

下野市では、平成20年4月1日より、厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者及び関節リウマチ患者の方、小児慢性特定疾患児の方に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図り、難病患者等の皆様の福祉の増進を図ることを目的に、難病患者等日常生活用具給付事業を始めました。給付種目等については、以下のとおりです。詳細は、社会福祉課までお問い合わせください。

給付種目について

便器	移動用リフト（ 1 ）
特殊マット	居宅生活補助用具（ 1 ）
特殊便器	訓練用ベッド（ 1 ）
特殊寝台	自動消火器（ 1 ）
歩行支援用具	頭部保護帽（ 2 ）
入浴補助用具	電気式たん吸引器
特殊尿器	ネブライザー（吸入器）
体位変換器	クールベスト（ 2 ）
車いす	紫外線カットクリーム（ 2 ）
意思伝達装置（ 1 ）	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

- 1 厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患及び関節リウマチ患者の方に限ります。
- 2 小児慢性特定疾患児の方に限ります。

利用対象者について

- ・下野市に住所を有する18歳以上の方のうち、厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患患者または関節リウマチ患者の方で、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断され、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の施策の対象とならない方
- ・下野市に住所を有し、小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの方で、児童福祉法、障害者自立支援法等の施策の対象とならない方

給付申請について

医師の診断書、見積書、小児慢性特定疾患医療受診券（小児のみ）をお持ちください。

様式については、社会福祉課に備え付けてあります。また、必ず購入前に相談・申請してください。

利用者負担について

所得に応じて一部自己負担があります。

購入業者について

下野市にて契約いただいている業者となります。



問い合わせ先

社会福祉課 障害福祉グループ ☎52-1112